

平成 25 年度 インフルエンザ予防接種補助実施要領

千葉県農協健康保険組合

1. 目的

インフルエンザウイルスによる感染症および重症化や合併症を防止することを目的として、インフルエンザ予防接種について正しい知識を周知徹底し、予防接種の費用に対し補助を実施する。

2. 申請期間

平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 3 月 15 日まで

3. 対象者

当組合の被保険者・被扶養者とする。

4. 補助額

予防接種者 1 人 1 回まで、1,000 円を補助する。

5. 申請方法

(1) 事業所申請の場合

福利厚生の一環として事業所が役職員に対して予防接種を実施した場合は、「インフルエンザ予防接種補助金支給申請書」（別紙「事業所申請」）に予防接種受診者明細書を添付して、健保組合に申請する。

(2) 個人申請の場合

被保険者・被扶養者が個々に最寄りの医療機関で予防接種を受けた場合は、「インフルエンザ予防接種補助金支給申請書」（別紙「個人申請」）を医療機関発行の領収書を添えて、事業所の事務担当者を経由して、健保組合に申請する。

6. 補助金の交付

(1)事業所申請の場合は申請書に基づき、事業所に交付証明書を送付するとともに補助金を振り込む。

個人申請の場合も同様とし、事業所は明細書により補助金を接種者に交付する。